

『令和8年3月16日開催』

総務常任委員会

委員長報告

【令和8年3月定例会】

(令和8年度関係議案)

委員長 若谷正巳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第1款「議会費」及び当該歳出に係る歳入を議題といたしましたところ、時間外勤務手当の増額理由について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第2款「総務費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」及び第4条第4表「地方債」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、一般管理費にかかわり、同和対策事業助成金の交付対象団体について、危機管理費にかかわり、国民保護事業において実施する訓練の内容について、文化推進費にかかわり、美術館企画関係費の内訳について、総務使用料及び総務手数料にかかわり、使用料及び手数料の改定による影響額について、総務費委託金にかかわり、自衛官募集事務委託金の使途について、不動産売払収入にかかわり、旧県陽高等学校跡地の売却理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、平和都市宣言関連事業において、子どもたちが昭和館を見学する事業を中止したこと。同和対策事業は、人権問題として広く一般行政のなかで取り組むべきであること。国民保護事業は、本来、自治体ではなく国が行うべき事業であること。川口駅前行政センター費において、利用者駐車場使用料を皆減したことは市民サービスの後退につながる。歳入の使用料及び手数料は、条例改正に伴い増額となっているが、市民負担を増やすべきではないこと。自衛官募集事務委託金は、憲法上の疑義があること。土地売払収入において、旧県陽高等学校の跡地を売却することは市民の利益を損なうものと考えことから、反対するとの意見。

また、同和対策事業は、我が国固有の人権問題として継続的に取り組むべき重要な事業であること。国民保護事業は、市民の生命、身体、財産を守るために必要な事業であること。美術館の運営費については、光熱水費を市が直接支払うなどランニングコストが必要最小限になるよう十分検討されていること。自衛官募集事務は、関係法令において法定受託事務とされており、広報用品の作成など適正な事務を予定していること。歳入の使用料及び手数料は、負担の公平性の観点から適正に予算化されていることから、賛成するとの意見。

さらに、土地売払収入において、旧県陽高等学校の跡地は売却ではなく公園等のオープンスペースとして活用すべきであること。美術館企画関係費においては、美術館を適切に活用するためにも、詳細についてしっかりと市民に説明すべきと考えことから、反対するとの意見。

また、国民保護事業は、市民の安心・安全及び財産・生命を守るために大切

な事業であること。同和対策事業は、日本においてまだこのような問題が存在する以上は、負担金は必要であると考えことから、賛成するとの意見。

またさらに、美術館関連議案については、これまで反対の立場であったが、完成したものについて、今後は有効に活用し、財政の負担が最小となるよう努めるべきであると考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第11款「公債費」ないし第13款「予備費」及び歳入の部、第1款「市税」ないし第13款「交通安全対策特別交付金」並びに第21款「繰越金」及び第5条「一時借入金」並びに第6条「歳出予算の流用」を一括議題といたしましたところ、個人市民税にかかわり、収納率の算定方法について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第25号「川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計予算」及び議案第26号「川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計予算」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、使用料の改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、当該施設は、駅前の路上駐車場の解消などの環境改善や駅へのアクセス性の向上といった市民サービスにつながるものであり、使用料の引き上げを前提とした予算計上であることから、反対するとの意見。

また、当該施設は、改修等により一時的に閉鎖されていたが、文化施設の再開とともに利用率向上が見込まれるものであり、一般会計への繰出金も計上されている貴重な自主財源であることに加え、キャッシュレス決済の導入により人件費等の抑制が図られるなど、運営の効率化も期待できることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第27号「川口市交通災害共済事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、共済見舞金の支払い見込み件数について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第34号「川口市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第65号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたしま

したところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第37号「川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、地方税共同機構を派遣先として新たに追加する理由について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第38号「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、墓地等財務状況調査専門委員を新たに設置する目的について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第33号「川口市行政組織条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第35号「川口市行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第36号「川口市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第50号「財産の処分について」を議題といたしましたところ、公募型プロポーザル方式により売却する事業者を選定した理由について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、当該財産については、売却ではなく市民の利益に供するような公的な活用が望まれており、売却は市民の公的財産の喪失や利益を損なうものであることから、反対するとの意見。

また、長年、文教地域として発展してきた地域特性に配慮し、安易に一般競争入札で売却するのではなく、民間企業の豊富な知見と企画力を活用した公募型プロポーザル方式としており、土地の有効活用が期待できるものと考えことから、賛成するとの意見。

さらに、当該財産は、なかなか手に入らない広い土地であり、公共の財産として利活用すべきであることに加え、良好な住環境を整備するうえで、直接、周辺住民の意見を聴取していないことは十分な検討がなされているとは言えないことから、反対するとの意見。

また、地域の要望や市民のニーズを的確に判断したものであり、公共の利益に資するものであることから、賛成するとの意見。

またさらに、市の財政が非常に厳しい状況にあるなか、少しでも市の財政に寄与するのであれば、今回の判断は致し方ないと考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第51号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第64号「訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）」までの以上14議案を一括議題といたしましたところ、議案第51号にかかわり、資格喪失後に利用した国民健康保険の医療費を、保険者間で調整する制度の有無について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第32号「川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。